

はり・きゅう、あんま・マッサージ・指圧（あはき）
にかかる療養費の申請方法について

1. 支払方法

令和1年10月施術分より、**償還払い**での支払い方法となります。

（窓口で施術料の全額を支払った後、被保険者が健保組合に療養費の申請を行う方法）

2. 申請方法

（1）施術料の全額を施術所窓口で支払い「領収書」を受け取ります。

（2）施術者等に施術内容等の証明を受けます。（療養費支給申請書内に記載）

（3）以下の書類を揃え、事業所の健保事務担当者経由で当健保組合にご提出ください。

【あはき療養費支給申請に必要となる書類等】

□『療養費支給申請書（はり・きゅう用）または（あんま・マッサージ・指圧用）』

・被保険者は、「被保険者の記入欄」を記入します。

・「同意記録」欄は、同意期間内において2回目以降の申請の場合に記入し、記入しない場合は医師の施術同意書（写し）を添付してください。

・「施術内容欄・施術証明欄」は、施術者が記入します。

・施術者が作成した『療養費支給申請書』を使用する場合は、被保険者は当組合の『療養費支給申請書』の「被保険者の記入欄」のみ記入し、施術者分は別紙として添付してください。

□『領収書原本』（全額自己負担額の記載、患者氏名、施術日、領収印のあるもの）

□『医師の施術同意書（原本）』

・初療日から6か月を経過した時点で、更に施術を受ける場合は再度、医師の診察のうえ施術同意)を受けることが必要です。

□『施術報告書（写し）』

・施術者の施術報告書交付料の算定が行われている場合は、施術者等が発行した当該書類の写しを確認のため添付してください。

□『往療状況確認表』

・往療の施術を受けた場合は、施術者等へ『往療状況確認表』の記入を受け申請書に添付してください。

3. その他注意事項

・暦月ごとに申請してください

・当健保組合において審査のうえ、支給決定を行います。

・医療機関との併用確認等のため、支給はおよそ施術月より4～5ヶ月後となります。